

埼玉労働局 発 0719 第 1 号
令和 3 年 7 月 19 日

各使用者団体の長 殿

埼玉労働局雇用環境・均等室長



改正育児・介護休業法等の周知協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が令和 3 年 6 月 9 日に公布されました。

改正育児・介護休業法は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等の措置を講ずるものです。改正法の施行のために必要な関係政省令等については、今後労働政策審議会の審議を経て制定される予定です。

また、当室において担当している女性活躍推進法においては、令和 4 年 4 月 1 日より、企業規模 101 人以上の事業主において同法に基づく一般事業主行動計画の策定等が義務付けとなり、労働施策総合推進法においては、令和 4 年 4 月 1 日より、すべての企業においてパワーハラスメントの防止措置が義務付けとなります。

つきましては、下記の通り、改正育児・介護休業法等の周知資料を送付いたしますので、周知方御協力いただきますようお願いいたします。

御不明点や資料の追加送付の御希望等ございましたら、下記までご連絡ください。

記

- | | |
|---|-----|
| 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関わる法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要 | 1 部 |
| 2 育児・介護休業法 改正のポイント | 2 部 |
| 3 一般事業主行動計画の策定・届出・情報公表等が義務化されます | 2 部 |
| 4 職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！ | 2 部 |

【問合せ先】

埼玉労働局雇用環境・均等室 指導班

TEL: 048-600-6210

MAIL: 11kokin@mhlw.local